

第115号議案

相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月2日提出

新宮町長 桐 島 光 昭

1 施設の名称	相島観光交流拠点施設
2 指定管理者	
(1) 所在地	新宮町大字相島 776番地3
(2) 名称及び代表者	Sweet Home 株式会社 代表取締役 水津 雄一郎
3 指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新宮町条例第11号）第6条第1項の規定に基づき、相島観光交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものである。

相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について

1 選定組織

新宮町指定管理者選定検討委員会

委員長 財間副町長

委 員 高木政策経営課長、森総務課長、安河内地域協働課長、森産業振興課長、稻光都市整備課長

2 委員会の開催経過

日程	内容
令和7年8月5日（火）	第1回指定管理者選定検討委員会 (公募・特例の別、指定期間、選定スケジュール、募集要項及び仕様書の検討)
令和7年10月17日（金）	第1次審査（資格審査及び書類審査）実施
令和7年10月24日（金）	第2次審査（プレゼンテーション）実施
令和7年11月6日（木）	第2回指定管理者選定検討委員会 (指定管理候補者の決定)

3 指定管理候補者

Sweet Home 株式会社

（代表者）代表取締役 水津 雄一郎

（主たる事務所の所在地）福岡県糟屋郡新宮町大字相島776番地3

4 選定理由

近年、相島を訪れる観光客は増加しており、日本人だけでなく外国人にも人気の観光スポットとなっている。相島観光交流拠点施設は平成6年に設立され、通称「島の駅あいのしま」として、相島の観光情報の発信、飲食物の提供、物産の販売等を行っている。

「島の駅あいのしま」は、観光客のニーズを捉え相島の魅力を効果的に発信し続ける拠点施設となることを引き続き目指す。その一方、多くの観光客が島を訪れることで、そこで生活する地域住民の平穏な日常生活を確保することが課題となっている。このため、これまでの観光に重点を置いた施設の活用だけでなく、観光客と相島住民とのより良い関係づくりができる交流拠

点となることを勘案した取組を行うことで、将来的に持続可能な観光振興を図る。

今般、現指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、新たに指定候補者を選定するに当たり、上記目標を含め提案を広く募集し、応募者から提出された事業計画書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、一番評価の高かった者を指定管理候補者として決定した。